

## 藤沢市妊産婦健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定及び「母子保健医療対策総合支援事業の実施について（平成17年雇児発第0823001号）の別紙保健母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添13産婦健康診査事業」に基づき、妊産婦の健康管理の強化、妊婦と乳児の死亡率の低下、流早死産の防止、母児の障がい予防、産後うつ予防、及び新生児の虐待防止等を図るため、妊産婦健康診査を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を目的とする。

### (実施機関)

第2条 妊産婦健康診査（以下「健康診査」という。）は、本要綱第4条第4号に定める健康診査を実施できる医療機関及び助産所で実施する。

2 市は、妊産婦健康診査を神奈川県産科婦人科医会、産科等医療機関及び助産所に委託して、実施する。

### (対象者)

第3条 健康診査の対象者は、健康診査を受診する時点で、妊娠の届出又は藤沢市妊産婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）の交付を受けた、市内に住民登録を有する妊産婦とする。

### (実施方法)

第4条 健康診査の実施方法については、次のとおりとする。

#### (1) 補助券の交付

補助券は、妊娠の届出又は母子健康手帳等交付申請を行った妊産婦に対し、交付する。

#### (2) 補助券の有効期間

補助券の有効期間は、交付の日から産後1か月健診の日までとする。

#### (3) 健康診査の時期

健康診査の時期の目安は、次のとおりとする。

ア	妊婦第 1 回目	妊娠 8 週前後（妊娠初期～10 週）
イ	妊婦第 2 回目	妊娠 12 週前後（11 週～14 週）
ウ	妊婦第 3 回目	妊娠 16 週前後（15 週～18 週）
エ	妊婦第 4 回目	妊娠 20 週前後（19 週～22 週）
オ	妊婦第 5 回目	妊娠 24 週前後（23 週～25 週）

カ	妊婦第 6 回目	妊娠 26 週前後 (25 週～27 週)
キ	妊婦第 7 回目	妊娠 28 週前後 (27 週～29 週)
ク	妊婦第 8 回目	妊娠 30 週前後 (29 週～31 週)
ケ	妊婦第 9 回目	妊娠 32 週前後 (31 週～33 週)
コ	妊婦第 10 回目	妊娠 34 週前後 (33 週～35 週)
サ	妊婦第 11 回目	妊娠 36 週前後 (35 週～37 週)
シ	妊婦第 12 回目	妊娠 37 週前後 (36 週～38 週)
ス	妊婦第 13 回目	妊娠 38 週前後 (37 週～39 週)
セ	妊婦第 14 回目	妊娠 39 週前後 (38 週～40 週)
ソ	産婦 2 週間健診	産後 5 日～21 日
タ	産婦 1 か月健診	産後 22 日～60 日

ただし、産婦について、やむをえない理由等により市長が特別に認める場合は、上記日数を超過した健診についても公費負担の対象とする。

また、多胎妊娠をした妊婦が受診する妊婦健康診査については、上記回数に加え、5 回まで公費負担の対象とする。

#### (4) 健康診査の項目

健康診査の内容は、母子保健法及び厚生労働省通知等に基づくものとし、基本的な項目として①健康状態の把握（妊娠月週数及び出産後の日数に応じた問診、診察等）、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。その実施時期及び項目については、妊産婦ごとに医師等が定めるものとする。

#### (5) 受診の方法

ア 補助券の交付を受けた妊産婦は、所定の事項を記入し、母子健康手帳とともに実施機関に提出して健康診査を受診するものとする。なお、健康診査 1 回につき、使用できる補助券は 1 枚とする。

イ 補助券の提出を受けた実施機関は、健康診査を実施し、診査結果を補助券に記入するとともに、母子健康手帳の妊娠中の経過欄または出産後の母体の経過欄に記録するものとする。

ウ 健康診査に要した金額が補助券記載の金額に満たない場合は、補助券の使用ができないものとする。この場合、健康診査に要した費用は、藤沢市妊産婦健康診査助成金交付要綱に基づく所定の手続きを行うことにより助成を行うこととする。

エ 産婦健康診査の際には、産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこととする。

#### (実施報告)

第 5 条 健康診査の実施報告については、次のとおりとする。

(1) 医療機関の実施報告

ア 実施医療機関は、補助券（市町村送付用）を取りまとめて、神奈川県産科婦人科医会の指示する期日までに、同医会に提出するものとする。

イ 神奈川県産科婦人科医会は補助券（市町村送付用）と妊産婦健康診査受診実施件数報告を、市長が指定する日までに提出するものとする。

(2) 助産所及び市と妊産婦健康診査業務委託契約をした医療機関の実施報告

実施助産所及び市と妊産婦健康診査業務委託契約をした実施医療機関は、補助券（市町村送付用）を取りまとめて、受診票と妊産婦健康診査受診実施件数報告を、市長が指定する日までに提出するものとする。

(費用の支払い)

第6条 健康診査に要する費用のうち、妊産婦健康診査業務委託契約書（以下「契約書」という。）の定める費用を市が負担するものとする。

(1) 医療機関で実施した健康診査に要した費用

神奈川県産科婦人科医会は、契約書の定めるところにより、健康診査に要した費用を市に請求するものとする。

(2) 助産所及び市と妊産婦健康診査業務委託契約をした医療機関で実施した健康診査に要した費用

助産所及び市と妊産婦健康診査業務委託契約をした医療機関は、契約書の定めるところにより健康診査に要した費用を市に請求するものとする。

(事後指導等)

第7条 妊産婦への事後指導については、次のとおりとする。

(1) 医療機関の事後指導

実施医療機関は、健康診査の結果、医療を要する妊産婦に対して医療が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 助産所の事後指導

実施助産所は、健康診査の結果、指導を要する妊産婦に対して、適切な指導を行うものとする。

(3) 市の事後指導

市長は、健康診査の結果に基づき、保健指導を要する妊産婦に対して、家庭訪問等の事後指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、令和3年7月1日以降に出産した産婦が受診した産婦健康診査を公費負担の対象とし、この前日までに出産した者が受診した産婦健康診査は対象外とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、多胎妊娠をした妊婦が14回を超えて受診する妊婦健康診査について、令和5年4月1日以降に受診した妊婦健康診査を5回まで公費負担の対象とし、この前日までに14回を超えて受診した妊婦健康診査は対象外とする。